

消費生活に関する重要情報チラシ

消費者被害急増中～老若男女を問いません～

初めてのひとり暮らし 契約は慎重に！



【事例1】初めてのひとり暮らしで思わぬ勧誘

大学へ通うため賃貸学生マンションで一人暮らしを始めた。そこにガス器具の設置に来た業者から「初めての一人暮らしをする方の安全のためガス警報器の設置をお勧めしています」と言われ警報機のリース契約をした。よく考えると台所のガスを使うことも少ないと思うので解約したい。契約書裏面には個人契約の場合はクーリングオフができると書かれている。（18歳 女性）

【事例2】アナログ戻しに気をつけて

大手通信会社のサポートセンターを名乗る業者が「電話を光回線から、お安いアナログ回線に戻しませんか。」と自宅にやってきた。子どもたちも独立し、今は誰もインターネットを利用していないので申込んだ。キャンペーン中でキャッシュバックがあるとされ、銀行口座情報も記入した。ところが、毎月7000円ほどの引き落としがある。申込控えはなく契約内容もわからない。

【アドバイス】

基本的にリース契約ではクーリングオフに限らず中途解約も認めていない契約になっていることがあります。事例1のように契約書面にクーリングオフ可能と記載があれば書面を受け取った日から8日以内であればクーリングオフが出来ます。R4年4月から18歳は成人です。契約は慎重にしましょう。

事例2では訪問業者が、アナログ回線に戻すだけではなく、必要のない生活サポート契約も追加契約していました。キャッシュバックがあると記入させられた銀行口座は、引き落としをするための銀行口座振替依頼書でした。訪問販売で契約書面もなかったため、クーリング・オフができました。アナログ回線に戻したい時はご自身で現在契約中の通信会社へ申し出れば手続きできます。

!!「注意報」!!

突然、銀行や宅配業者、通販事業者を装ったショートメッセージ(SMS)が届くことがあります。添付されたURLにアクセスしないようにしましょう。

●●銀行を装う偽メールに注意してください。安全のため設定を行ってください。
<https://0000000000>

差出人: ●●便 配送センター
件名: 配達のお知らせ
お客様にお荷物のお届けにありがとうございましたがお客様が不在のため持ち帰りました。配達物は下記よりご確認ください。
<http://0000000000>

消費生活に関するご相談は

草津市消費生活センターまで！

☎077-561-2353 (直通)

または**消費者ホットライン** ☎188
(※最寄りの相談窓口につながります)